

## ○那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領

### 1 目的

この要領は、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年那珂市条例第19号。以下「条例」という。）第6条及び第10条第1項の規定による許可に係る市長の審査の手續等に関し必要な事項を定め、当該許可事務の適正かつ円滑な執行を図ることにより、土砂等の適正な埋立て等を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 2 事前協議の手續

(1) 条例に基づく土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土地の埋立て等に関する事前協議書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

なお、事前協議書の提出部数は2部とする。

(2) 事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

ア 埋立て等区域の位置図（縮尺25,000分の1から10,000分の1程度とする。）

イ 埋立て等区域の付近の見取図（縮尺2,000分の1程度とし、当該埋立て等区域の周辺500メートルの範囲を含むものとする。）

ウ 埋立て等区域の公図の写し（当該埋立て等区域及びその隣接地を含むものとする。また、当該公図の写しには各筆の地番、地目及び面積を明示し、当該埋立て等区域を朱書きするものとする。）

エ 埋立て等区域の地権者一覧（当該地権者の土地ごとに地番、面積を明示するものとする。）

オ 土砂等発生、処分フローチャート

カ 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

キ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

ク 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

ケ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画及び経路図

コ 関係法令手續報告書（様式第2号）

サ その他市長が必要と認める書類

(3) 変更許可申請に伴う事前協議書には、2(2)の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

(4) 事業計画者は、当該土地の埋立て等に関係する法令等について市長の指導を受けるものとする。

(5) 事業計画者は、市長の指導に基づき地元関係者に事業計画概要の周知及び同意を得るものとする。

(6) 事業計画者は、周辺住民等から事前協議書の閲覧の求めがあったときは、関係書類を閲覧させなければならない。

(7) 市長は、2(1)により事前協議書の提出があったときは、その職員に計画地の現地調査を行わせるものとする。

(8) 市長は、事前協議が終了した場合は、その結果を土地の埋立て等に関する事前協議済書（様式第3号）により事業計画者に通知するものとする。

### 3 地元関係者に対する周知及び同意

(1) 事業計画者が同意を取得する地元関係者の範囲は、次のとおりとする。ただし、他の法令による許可等があった土地の埋立て等は、同意に代えて周知することができる。

ア 埋立て等区域の隣接する土地の土地所有者

イ 埋立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 事業計画者が周知を行う地元関係者の範囲は、次のとおりとする。

ア 埋立て等区域の外周道路、水路等に隣接する土地の土地所有者

イ 埋立て等区域の境界から、原則として100メートル以内に居住する住民及び事業所

(3) 事業計画概要は、次の事項を記載するものとする。

ア 申請者の住所、氏名（名称）及び電話番号

イ 土地の埋立て等の目的、位置及び面積

ウ 土砂等の数量

エ 埋立て等の予定期間

オ 搬入経路を示した図面（概ね主要道路から埋立て等区域まで）

カ その他必要な事項

### 4 事前協議の失効

事前協議が終了した旨の通知があった日から起算して90日以内に条例第6条又は第10条第1項の許可申請がない場合は、事前協議書が取り下げられたものとみなす。

### 5 許可の申請の省略

他の法令の規定による許可等があった土地の埋立て等で、2(2)の関係書類に基づき、埋立て等区域に搬入する土量が300立方メートル未満の土地の埋立て等については、条例第7条の規定による申請を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成26年3月31日現在那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年那珂市条例第30号）の許可を受けて土地の埋立て等を行っている場合には適用しない。

附 則（平成28年告示第49号）

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の那珂市市民活動団体登録制

度実施要領、第3条の規定による改正前の那珂市難病患者福祉手当支給要項、第4条の規定による改正前の那珂市被災住宅復興支援利子補給金交付要綱、第5条の規定による改正前の那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱、第6条の規定による改正前の那珂市すこやか保育応援事業実施要領、第7条の規定による改正前の那珂市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱、第8条の規定による改正前の那珂市自立支援医療費、第9条の規定による改正前の那珂市国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要領、第10条の規定による改正前の那珂市介護保険サービス事業者等監査要綱、第11条の規定による改正前の那珂市介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱、第12条の規定による改正前の那珂市不妊治療費助成事業実施要項、第13条の規定による改正前の那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領、第14条の規定による改正前の那珂市都市計画法第53条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱要領、第15条の規定による改正前の那珂市都市計画法第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱要領、第16条の規定による改正前の那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱及び第17条の規定による改正前の那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年告示第67号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(2(1)関係)

土地の埋立て等に関する事前協議書

年 月 日

那珂市長 様

事業計画者

住 所

(法人にあっては、主である事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議要領2(1)の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) ㎡
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日～ 年 月 日	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量		

※添付書類は、事前協議要領2(2)に掲げるものとする。

様式第2号(2(2)関係)

関係法令手続報告書

年 月 日

那珂市長 様

事業計画者

住 所

(法人にあつては、主である事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

【土地利用規制関係法令】

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
自然公園法 茨城県立自然公園条例	含む 含まない	・特別地域(第1種 第2種 第3種) ・普通地域
自然環境保全法 茨城県自然環境保全条例	含む 含まない	・自然環境保全地域(特別地区 普通地区) ・緑地環境保全地域
首都圏近郊緑地保全法	含む 含まない	・近郊緑地保全区域(特別保全地区 保全区域)
都市計画法	含む 含まない	・風致地区 ・その他( )
都市緑地保全法	含む 含まない	・緑地保全地区
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	含む 含まない	・鳥獣保護区(特別、普通)
森林法	含む 含まない	・保安林区域 ・保安林予定森林、保安施設地区 ・地域森林計画対象民有林 ・その他( )
農業振興地域の整備に関する法律	含む 含まない	・農業振興地域(農用地区域) ・集团的優良農地 ・その他( )
農地法	含む 含まない	・転用許可(第4条 第5条) ・農地改良届
文化財保護法	含む 含まない	・貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ・その他( )
砂防法	含む 含まない	・砂防指定区域
河川法	含む 含まない	・河川保全区域 ・河川区域 ・その他( )
海岸法	含む 含まない	・海岸保全区域
地すべり等防止法	含む 含まない	・地すべり防止区域 ・その他( )
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	含む 含まない	・急傾斜地崩壊危険区域
国土利用計画法	含む 含まない	・一定面積以上の一団の土地
茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例	含む 含まない	・都市計画区域外
その他	含む 含まない	

【その他の関係法令】

関係法令	関係手続	手続の状況
騒音規制法 茨城県公害防止条例	要 不要	・特定建設作業の実施の届出

様式第3号（2（8）関係）

第 号  
年 月 日

様

那珂市長

回

土地の埋立て等に関する事前協議済書

年 月 日付けで協議申出のあった土地の埋立て等については、次のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

土地の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
承認の条件 （不承認の理由）	

備考 承認となった場合においては、通知日から起算して90日以内に許可の申請がないときは、事前協議書が取り下げられたものとみなします。

教示 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (2 (1) 関係)

様式第2号 (2 (2) 関係)

様式第3号 (2 (8) 関係)